

令和元年度第3回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和元年6月6日(木)午後1時30分から午後2時20分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員(23人)

会	長	13番	水柿	重壽
委	員	1番	赤城	美子
		2番	柴	保
		3番	吉田	隆一
		4番	高島	敏男
		5番	齊藤	秀樹
		6番	水越	修一
		7番	竹内	善美
		8番	宮山	繁治
		9番	小島	栄
		10番	飯島	新九郎
		11番	石島	良幸
		12番	坂入	進
		14番	國府田	喜久男
		16番	稲見	くに子
		17番	飯泉	孝
		18番	栗島	和子
		19番	谷島	悦夫
		20番	鳩貝	英子
		21番	小野田	勝男
		22番	関口	均
		23番	吉原	一雄
		24番	齊藤	一弥

4、欠席委員 15番 栗島 菊雄

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

議案第 18 号 農地法第3条の規定による許可について

議案第 19 号 農地法第4条の規定による許可について

議案第 20 号 農地法第5条の規定による許可について

議案第 21 号 現況確認証明（非農地証明）について

4、報告

報告第 11 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第 12 号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 13 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第 14 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	山形 浩之
次長兼農地調整課長	田所 秀一
農地調整課庶務調整グループ副参事	菊地 雄一
農地調整課庶務調整グループ係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整グループ主事	柴山 滉平
農地調整課庶務調整グループ主事	堀江 孝明

7、会議の概要

議長

只今より令和元年度第3回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員は、23名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、15番・栗島菊雄委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の山形局長、田所次長、菊地副参事、渡邊係長、柴山主事、堀江主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承を願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、8番・宮山委員と9番・小島委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第18号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

柴山主事より説明いたします。

議案第18号、農地法第3条の規定による許可について、令和元年6月6日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号：1番、譲受人：筑西市木戸、譲渡人：筑西市木戸、申請土地の表示：木戸字宮本、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積385㎡、契約内容：売買、譲受人の経営面積59a、従農者数：4(4)、譲渡人の経営面積：75a。

2番、筑西市落合、筑西市落合、落合字赤井戸、田、田、317㎡、売買、543a、6(4)、3a。

3番、筑西市知行、筑西市知行、知行字稻荷前、田、田、663㎡、外2筆、合計3筆、合計面積4,145㎡、売買、42a、7(2)、128a。

4番、筑西市寺上野、筑西市舟生、板橋字入江、田、田、2,271㎡、外1筆、合計2筆、合計面積5,878㎡、売買、194a、2(2)、72a。

5番、筑西市稻荷、筑西市辻、辻字夕貝、田、田、146㎡、売買、507a、2(2)、81a。

6番、筑西市木戸、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、265㎡、売買、209a、3(3)、106a。

7番、譲渡人が同人であります。続けて読み上げます。筑西市幸町二丁目、筑西市藤ヶ谷、辻字西原、畑、畑、1,860㎡、売買、2a、2(1)、165a。辻字西原、畑、畑、1,273㎡、外2筆、小計3筆、小計面積3,819㎡、合計4筆、合計面積5,679㎡、賃貸借、2a、2(1)、165a。

8番、筑西市稲野辺、筑西市稲野辺、稲野辺字五軒南、畑、畑、341㎡、売買、75a、5(4)、66a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

齊藤一弥
委員

24番、齊藤です。

書類審査後、後日電話で確認いたしました。譲受人に話を聞きましたところ自宅のすぐ隣にある畑でして、今後、野菜を作りたいとのことでした。売買に関しては間違いがないということでしたので許可相当と思われませんが、皆様のご審議をお願いいたします。

議長

2番をお願いします。

関口均
委員

22番、関口です。

2番についてご説明いたします。先月28日に書類審査をし、後日、受人、渡人に電話で確認いたしました。受人の話では、今まで耕作していたが、今回、渡人から頼まれて売買の契約にいたったようです。申請内容も問題なく、許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長

3番をお願いします。

吉原一雄
委員

23番、吉原です。

この件につきましては、過日、協和支所にて書類審査を行った後、受人に確認をいたしました。譲渡人については、ここ数年来、営農活動がほとんどされておらず、耕作放棄地の畑や田でありました。そのような状態が続いておりましたけれども、渡人からの申出があり、受人がそれに応じて、売買にいたったという確認がとれました。3条での農地を農地として利用するということでもありますので、許可相当と判断いたしました。皆様の更なるご審議をお願い申し上げます。

議長

4番をお願いします。

竹内善美
委員

7番、竹内です。

受人の方は、規模拡大ということであり、関城地区にも何箇所か田を持っているそうです。渡人は、父親が亡くなり耕作ができなため、農業を継続して行っていただける方に譲って作っていただくということでした。許可相当と思われませんが皆様の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。

議長

5番をお願いします。

栗島和子
委員

18番、栗島です。

5番、6番、7番について、ご報告いたします。先月の28日に書類審査を行いました。後日、受人、渡人に電話で確認しました。申請に間違いがないということです。皆様の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長

8 番をお願いします。

飯泉孝
委 員

17 番、飯泉です。

8 番をご報告します。書類審査、また電話での聞き取りをしましたところ、受人は以前よりこの土地を借りておりまして、ハウスを建てて使用しておることです。また渡人も手離していいとのことで合意の売買がまとまったとのことでした。問題ないかと思いますが皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 18 号を採決いたします。議案第 18 号を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 18 号は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 19 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

議案第 19 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和元年 6 月 6 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1 番、申請人：東京都町田市上小山田町、申請土地の表示：口戸字浦山、台帳地目：山林、現況地目：畑、面積：1,898 m²、転用目的：太陽光発電設備。

申請地は、ひぐち駅の西側約 386m、県道結城二宮線の東側約 510m に位置する、駅から 500m 以内の第 2 種農地です。周辺状況など、太陽光発電に適した土地であるため今回の申請にいたっております。

2 番、筑西市山崎、山崎字久保浦、畑、畑、1,825 m²、農業用施設。

申請地は、筑西市立五所小学校の南東側約 510m、県道真岡筑西線沿いに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。申請者は、住宅敷地内に乾燥機を 3 台設置していますが、作業効率化のためさらに増設を行い、自宅付近の所有

地に農業用倉庫を建てる計画となっております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

関口均
委員

22番、関口です。
1番について説明いたします。先月28日に書類審査、その後、現地確認を行いました。現地は農道に沿った細長い土地であり反対側は崖でした。また、周囲には太陽光もけっこうありました。後日電話確認を行いました。申請書類に何ら問題がなく許可相当と思われそうですが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長

2番をお願いします。

飯泉孝
委員

17番、飯泉です。
2番をご報告します。申請人は今まで規模拡大を図ってきて耕作面積が増え、今までの乾燥機では効率が悪くなったため新しい乾燥機を入れたいとのことであり、その作業用施設を建てたいとのことでございました。許可相当かと思えます。皆様の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。

議長

調査委員よりの報告は、以上でございます。ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第19号を採決いたします。議案第19号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第19号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第20号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

堀江主事より説明いたします。

議案第 20 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和元年 6 月 6 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、譲受人：千葉県柏市船戸 1 丁目、譲渡人：筑西市市野辺、申請土地の表示：深見字古屋敷、台帳地目：山林、現況地目：畑、面積：1,371 m²、契約内容：売買、転用目的：太陽光発電設備。

申請地は、茨城県西部メディカルセンターの北側約 501m、県道筑西つくば線の北東側約 939m に位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、設置するパネルの規模立地条件を検討した結果、申請地を適地と考え、申請にいたっております。

2 番、保留です。

3 番、筑西市船玉、筑西市船玉、船玉字下宿、畑、宅地、69 m²、使用貸借農家住宅。

申請地は、県道明野間々田線の南南西側約 50m、県西自動車学校の北北西側約 790m に位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、敷地が農地に越境していることが判明したため、是正すべく今回の申請にいたっております。

4 番、栃木県小山市乙女一丁目、筑西市下平塚、下平塚字大谷原、田、田、669 m²の内 423 m²。

申請地は、筑西市立西中学校の北側約 660m、下館総合体育館の南東側約 1.1 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。既存敷地の 2 分の 1 以内で拡張を行う申請となっております。

5 番、下妻市下妻乙、筑西市赤浜、赤浜字溝添、畑、畑、423 m²、使用貸借、自己住宅。

申請地は、県道赤浜谷田部船の東側約 133m、筑西市立上野小学校の南西側約 1.12 km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。6 戸連担が確保できます。申請者は、市外のアパートに住んでいますが手狭であるため、実家の隣接地に住宅を建てるため本申請にいたっております。

6～13 番につきまして、同一の仲介業者による申請であり、事業内容等が酷似しているため、事業内容につきましては省略させていただきます。

6 番、東京都中野区本町六丁目、筑西市樋口、樋口字上沼、田、田、1,361 m²、地上権設定、太陽光発電設備。

7 番、千葉県千葉市稲毛区小仲台 5 丁目、筑西市樋口、樋口字上沼、田、田、267 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 693 m²、売買、太陽光発電設備。

8 番、東京都杉並区和田 3 丁目、筑西市樋口、樋口字上沼、田、田、264 m²、売買。譲渡人の方がもう 1 人いらっしゃいます。栃木県真岡市久下田西二丁目、樋口字上沼、田、田、631 m²、合計 2 筆、合計面積 895 m²、地上権設定、太陽光発電設備。

9 番、千葉県野田市七光台、筑西市直井、樋口字上沼、田、田、568 m²、売買、太陽光発電設備。

10 番、東京都調布市染地 2 丁目、栃木県真岡市久下田、樋口字上沼、田、田、

119 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 650 m²、地上権設定、太陽光発電設備。

11 番、東京都中野区中央五丁目、筑西市樋口、樋口字上沼、田、田、595 m²、地上権設定。譲渡人の方が他にもいらっしゃいます。栃木県真岡市久下田西二丁目、樋口字上沼、畑、畑、314 m²、地上権設定。栃木県真岡市久下田西二丁目、樋口字上沼、田、田、119 m²、合計 3 筆、合計面積 1,028 m²、地上権設定、太陽光発電設備。

12 番、東京都杉並区和田 3 丁目、筑西市樋口、樋口字城山、畑、畑、1,051 m²、地上権設定、太陽光発電設備。

13 番、東京都中野区本町六丁目、筑西市塚原、樋口字峯松、畑、畑、1,990 m²、売買、太陽光発電設備。申請地は、久下田駅の南側約 250m、県道岩瀬二宮線の北側約 100m に位置する、駅から 300m 以内の第 3 種農地及び農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。

申請者はいずれも太陽光発電事業で収入を得ている個人・法人であり、樋口地内にて営農に適していない小集団の農地があったため、申請するものとなっております。

14 番、結城市大字結城、筑西市舟生、関本肥土字天神下、畑、畑、499 m²、贈与、自己住宅。

申請地は、県道筑西三和線の西側約 872m、県道結城下妻線の東側約 665m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できません。申請者は、現在市外のアパートに居住していますが、近く子供を産むことを考えているため、実家近くに新居を設けたく申請にいたっています。

15 番、筑西市関本上、筑西市関本中、関本中字館内、畑、畑、227 m²、贈与、自己住宅。

申請地は、県道明野間々田線の東側約 360m、筑西市立関城西小学校の北西側約 379m に位置する、上下水道の埋設された道路の沿道区域で、500m 以内に 2 ヶ所以上の公共施設のある第 3 種農地です。申請者は、現在両親宅に居住していますが、2 人目の子供の出産を機に、独立するために住宅を建てる計画となっております。

16 番、栃木県小山市城東 7 丁目、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字藤野、畑、畑、495 m²、売買、自己住宅。

申請地は、筑西市関城体育館の南西側約 578m、筑西市立関城中学校の北東側約 730m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、市外のアパートに居住していますが、自立した生活のために住居を新たに構える計画となっております。

17 番、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字谷中、畑、宅地、48 m²、贈与、住宅敷地拡張。

申請地は、筑西市関城体育館の南西側約 879m、筑西市立関城中学校の北東側約 392m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。申請者は、世帯分離に際して既存の敷地を調査したところ、農地に越境していることが判明したため、是正すべく本申請にいたっております。

18 番、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字谷中、畑、畑、151 m²、外 1

筆、合計2筆、合計面積543㎡、贈与、自己住宅。

申請地は、筑西市関城体育館の南西側約879m、筑西市立関城中学校の北東側約392mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、現在実家に住んでいますが、独立するため実家の隣接地に自己住宅建築の申請をするものです。

19番、筑西市嘉家佐和、栃木県真岡市下高間木一丁目、嘉家佐和字干飯台、畑、畑、845㎡、売買、車両置場。

申請地は、県道筑西谷和原筑西線の東側約219m、国道294号線の西側約734mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、一本松に既存の車両置場がありますが、事業所近くにも車両置場を設けたく、申請にいたっております。

20番、埼玉県新座市野火止八丁目、筑西市女方、女方字南新田、畑、畑、5,392㎡の内482.41㎡、外1筆、合計2筆、合計面積2,997.98㎡、賃貸借、車両置場。

申請地は、県道結城下妻線の北側約593m、県道船玉川島停車場線沿いに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。申請者は、市外にも車両置場を借りていましたが解約することになったため、代替地として事業所付近に車両置場を設ける申請となっております。

21番、筑西市下中山、筑西市西方、西方字大海道西、畑、畑、384㎡、売買、自己住宅。

申請地は、大田郷駅の北東側約230m、筑西市立大田小学校の南東側約336mに位置する、駅から300m以内の第3種農地です。申請者は、現在市内のアパートに居住しており、子供の成長に伴い狭小となったため新たな住宅の建築を計画するものです。

22番、栃木県宇都宮市東宿郷四丁目、筑西市海老ヶ島、海老ヶ島字久保新田、畑、畑、955㎡、売買、太陽光発電設備。

申請地は、筑西市明野支所の南南東側約762m、明野保育園の西南西側約221mに位置する、農業公共投資のされていない、小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、太陽光発電設備を設置するにあたり、申請地が適地と判断し、申請にいたっております。

23番、筑西市山崎、筑西市山崎、山崎字延光西、畑、畑、392㎡、使用貸借、駐車場。

申請地は、筑西市立五所小学校の南側約291m、県道真岡筑西線沿いに位置する、広がりのある農地の第1種農地。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、隣接地で理容業を営んでおり、来客用の駐車場が不足しているため、新たに駐車場を設けるべく申請するものです。

24番、筑西市樋口、筑西市樋口、樋口字仙在、畑、畑、1,087㎡、賃貸借、資材置場。

申請地は、国道294号線の東側約257m、ひぐち駅の北北西側約676mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。申請者は、市内で電気工事業を営む法人であり、工事に係る資材を置くスペースが不足しているため申請するも

のです。

25番、筑西市上平塚、筑西市伊讚美、上平塚字大野原、畑、畑、4,960㎡、売買、駐車場。

申請地は、筑西市下館総合体育館の南西側約351m、県道小川川島停車場線の東南東側約753mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。申請者は、申請地付近で運送業を営む法人であり、既存の駐車場では職員とトラックの駐車スペースが同じで危険なため、トラック用の駐車場を整備する計画となっております。

26番、東京都杉並区和田3丁目、栃木県真岡市さくら二丁目、樋口字城山、畑、畑、988㎡、売買、太陽光発電設備。

申請地は、久下田駅の南南東側約263m、県道岩瀬二宮線の北側約284mに位置する、駅から300m以内の第3種農地です。申請者は、太陽光発電事業で収入を得ている法人であり、樋口地内にて営農に適していない小集団の農地があったため、申請するものとなっております。以上です

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

飯泉孝
委員

17番、飯泉です。

1番、23番、25番をご報告いたします。まず1番ですが、書類審査、現地調査を行い、電話での聞き取りをしました。渡人は高齢でありこの土地を管理することができず、手離したいとのことでございました。また受人は太陽光発電事業を行っており、こちらの物件を知り、購入にいたったとのことでございます。問題はないと思われま。続きまして23番ですが、申請人は理容業を行っておりまして、現在の駐車場が車2台分で、本当に狭い駐車場でございました。何とか広げたいとのことでございました。問題はないかと思ひます。続きまして25番ですがこちらも駐車場の案件でございまして、受人は運送業を行っております。電話での聞き取りを行いましたところ、現在の駐車場では狭く車全部を駐車する事ができず、今は他の土地を借りている状況だとのことでございました。問題はないかと思われま。皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。

議長

3番をお願いします。

齊藤一弥
委員

24番、齊藤です。

賃借人、賃貸人は、親子でございませ。賃借人が、お子さんが大きくなりましたもので、住宅が手狭になりました。それで、農家住宅を新築しようということで建築確認をしたところ、宅地だと思っていたところが、畑の一部、69㎡が長屋として使われていたということで、是正するものでございませ。面積も小さくかなり年数もたっている長屋でしたので、許可相当と思われませが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

- 議 長 4 番をお願いします。
- 高島敏男
委 員 4 番、高島です。
5 月 28 日に書類審査、現地確認をいたしました。事務局の指導どおりに土地を分割し使用できるような申請ですので許可相当と思われます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。
- 議 長 5 番をお願いします。
- 赤城美子
委 員 1 番、赤城です。
5 番についてご報告いたします。書類審査の後、現地確認に行きました。渡人の妻に話を聞くことができました。受人と渡人は親子で、現在、息子さんの方がアパート住いをしていて、家に入るとのことでした。現地は生垣に囲まれた自宅敷地内の場所でした。家庭菜園をしていたようです。書類にも不備がなく許可相当と思われますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。
- 議 長 6 番をお願いします。
- 鳩貝英子
委 員 20 番、鳩貝です。
6 番、7 番、8 番、9 番、13 番、26 番についてまとめてご報告させていただきます。過日 5 月 28 日に書類審査、現地確認をいたしました。その後、受入、渡人と電話で確認いたしました。受入の方は、間違いのないことでした。これらの件なのですが、真岡市久下田のせんだん幼稚園の東側にあたりまして南北に広がる広大な土地というか山というか荒地というか、長年放置されている土地ということが見て分かりました。渡人の方々に話をいろいろ聞いてみましたところ、今後この土地をどのようにしたらよいかということで話し合わせ、太陽光ならばということで決めたということです。契約内容は地上権設定と売買と 2 通りですが、同行された推進委員さんと農業委員の方々も有効活用してもらえれば問題なしと意見がまとまりました。皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。
- 議 長 10 番をお願いします。
- 國府田
喜久雄
委 員 14 番、國府田です。
10 番、11 番、12 番、24 番をご説明させていただきます。10 番、11 番、12 番につきましては、先ほどの案件と同じ場所になります。書類審査後、現地確認いたしました。太陽光がどんどん増えている地域でして、これらは田や畑といっても、耕作放棄地というような状況でした。受入、渡人に電話で確認いたしました。渡人は、困っていた土地を太陽光が救ってくれたということでした。10 番、11 番、12 番はすべて許可相当と思われます。24 番については、現

場を確認させていただきましたところ、傾斜のある地域でして、こちらの土地も傾斜があり2段になっていました。渡人の方は、もう畑としては使えないということでした。受人の方は、広く事業を行っており、資材置場ということで有効活用させていただきただけ助かるということで、合意にいたったそうです。こちらでも許可相当と思います。皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長 14番をお願いします。

竹内善美 7番、竹内です。

委員 14番、17番、18番、をご説明させていただきます。14番は、親子関係でありまして、親から子へ土地を贈与するということで問題ないと思いますが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。17番も親から子へ贈与するものであります。18番は、受人が17番の受人の子でありまして、渡人からすれば孫になります。何ら問題がないと思いますが皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長 15番をお願いします。

栗島和子 18番、栗島です。

委員 15番、16番をご報告いたします。先月の28日に書類審査並びに現地調査を行いました。後日、電話で確認いたしました。15番ですが、受人と渡人は親子です。娘さんの自己住宅の予定です。16番も自己住宅の予定の申請で、受人、渡人に確認いたしました。皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長 19番をお願いします。

高島敏男 4番、高島です。

委員 5月28日に書類審査、現地確認をしまりました。19番と20番は車両置場の申請ですが、書類審査でも不備がなく許可相当と思われまます。また、21番は自己住宅なのですが、駅前の土地を2分割して売買する内の1部だそうです。受人は、アパートの方の住まいが手狭になり、購入し自己住宅を建てたいとのことでした。許可相当と思われまますが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長 22番をお願いします。

赤城美子 1番、赤城です。

委員 先日、書類審査の後、現地確認に行きました。現地は住宅に挟まれた場所で畑とありましたが、草も生い茂って、奥の方も木が何本も生えている状況でした。近くに太陽光設備もありました。後日、受人、渡人に電話で確認をとったところ間違いのないとのことでした。渡人は高齢のため、息子さんが後見人とな

っています。この申請は許可相当と思われますが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 20 号、受付番号 1 番、及び 3 番から 24 番、並びに 26 番を採決いたします。議案第 20 号、受付番号 1 番、及び 3 番から 24 番、並びに 26 番は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 20 号、受付番号 1 番、及び 3 番から 24 番、並びに 26 番は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

つづいて、受付番号 25 番を採決いたします。

議案第 20 号、受付番号 25 番は、30a を超える農地転用事案となります。受付番号 25 番を許可相当とすることに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 20 号、受付番号 25 番は、原案どおり許可相当として県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

次に、議案第 21 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

議案第 21 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和元年 6 月 6 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、申請人：筑西市船玉、申請土地の表示：船玉字南原、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：374 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 423 m²、現況：住宅敷地。

県西自動車学校の北側約 472m、県道結城下妻線沿いに位置する土地です。昭和 61 年には農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願いが出されております。

2 番、筑西市落合、落合字西浦、田、宅地、717 m²、住宅敷地。

申請地は、県道高田筑西線の西側約 907m、県道岩瀬二宮線の南側約 918mに位置する土地です。平成 6 年には農地ではないとして「家屋評価証明」を添付し、証明願いが出されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

齊藤一弥
委 員

24 番、齊藤です。

書類審査後、現地調査を行いました。現地には、住宅が建っておりました。現在は空き家ということでしたが、道路の東側で飲食店を営んでいる方がお借りして、店で使用する材料を置いているようでした。事務局説明のとおり昭和 61 年の航空写真があることなどから考慮しまして 非農地証明の発行に支障がないものとして判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

2 番をお願いします。

関口均
委 員

22 番、関口です。

2 番について説明いたします。先月 28 日に書類審査、その後、現地確認を行いました。現地は、母屋に入る左側にあり既に作業小屋が建っていました。20 年以上経過していることから非農地証明は妥当と思われませんが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 21 号を採決いたします。議案第 21 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 21 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、日程第4、報告第11号から第14号を、事務局より説明願います。

事務局

田所次長より、説明いたします。

報告第11号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、令和元年6月6日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

公益社団法人茨城農林振興公社が農地中間管理機構の特例適用のために売買により土地を取得するものです。

報告第12号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、令和元年6月6日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

市街化区域内の農地転用の届出です。農地転用目的は太陽光設備が1件です。

報告第13号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、令和元年6月6日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用の届出です。資材置場が1件、自己住宅が1件、番号3番と4番はお互いの土地を通行できるように権利を移動するものです。合計4件です。

報告第14号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和元年6月6日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

農地法第18条第6項の規定に基づく合意の解約について通知があったものです。合計は4件です。報告は以上です。

議長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和元年度第3回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和元年6月6日

議 長

署名委員

署名委員